

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 30 年 6 月 25 日

社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし日常の業務を行う理事長及び理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、実費弁償とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 常勤の理事  | 報酬及び賞与 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬     |
| (3) 評議員    | 報酬     |

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤に理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第3(非常勤の理事)及び別表第4(監事)に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第5に定める額とする。

(報酬等の総額)

**第5条** 理事に対して、各年度の総額が2,200,000円を超えない範囲で、報酬等を支給することができる。

- 2 監事に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

**第6条** 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月16日(その日が銀行休業日の場合はその前営業日)
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- 2 非常勤の理事及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 監事に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席、監査の実施等法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(実費弁償)

**第7条** 役員の出張その他職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等に対しては、その実費相当額を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって行う。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 この規程は、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は平成29年6月26日から施行する。

2 役員報酬規程(平成19年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規則は、平成30年6月25日から施行し、平成29年6月26日から適用する。

別表第1(常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 70,000 円
理事(副理事長)	月額 20,000 円

(注)副理事長とは、理事の中から副理事長として指名された者をいう。

別表第2(常勤の理事の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1.5ヶ月
12月の賞与	報酬月額×1.5ヶ月

別表第3(非常勤の理事の報酬)

理事会又は評議員会への出席、法人・施設運營業務ための出席	日額 10,000 円
------------------------------	-------------

別表第4(監事の報酬)

理事会又は評議員会への出席、監査の実施等法人・施設運營業務ための出席	日額 10,000 円
------------------------------------	-------------

別表第5(評議員の報酬)

評議員会への出席、法人・施設運營業務ための出席	日額 5,000 円
-------------------------	------------

(注)別表第3から別表第5までに規定する日額は実支給額を示す。